平成 27 年度

「企業誘致による雲南市産業振興センター機能強化事業」業務委託

企業誘致専門員（チーフアドバイザー）

募集要項

雲南市産業振興部産業推進課

雲南市では、雇用・所得の拡大と魅力ある地域づくりによる持続可能な地域産業の育成・創出による定住化の促進をめざし、地場産業振興と新産業創出を図る総合的な交流・支援体制の中核拠点として平成 17 年 11 月「雲南市産業振興センター（以下、センターとする。）」を設置した。柔軟かつ機動的な産業振興施策の遂行を担う組織運営を行うことともに、今後さらなる機能強化が求められている。

平成 27 年度からは、本市の総合計画の推進を図ることを目的に、「チャレンジ創生による人口の社会増」の実現に向けた、企業誘致、起業創業、及び事業承継に取り組むこととしている。

中でも企業誘致は、平成 30 年度の完成を目指す加茂町南加茂地内の新たな「神原企業団地」整備を進めていることから、産業集積と雇用創出実現を図るための重点プロジェクトとして位置付けている。

そこで、これまでの産業振興センターの活動に加え、この完成と同時に操業を見込む事業者を誘致できるよう造成事業と並行して幅広い企業ネットワーク等を有する専門家を配置し、企業誘致による雇用創出の実現につながる業務を次の方法により委託することとする。

ついては、雲南市と契約を締結する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するので、下記により企画提案書及び関係書類の提出を求める。

記

1. 公募型プロポーザル方式に付す事項

（1） 業 務 名　「平成 27 年度企業誘致による雲南市産業振興センター機能強化事業」業務委託
　　　　　　　企業誘致専門員（チーフアドバイザー）の募集

（2） 応募資格

① 応募事業者の要件

・企業誘致活動等の事業実績があり、別紙「仕様書」を有効に実施できること。

・担当者の所在を明らかにし、雲南市産業振興センターと常にコミュニケーションがとれる体制であること。

② 応募事業者の制限

次のいずれかに該当する場合、応募事業者になることはできない。

ア．国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者

イ．倒産手続中の者

ウ．応募者又は応募者に属する役員・従業員が、暴力団などの反社会的勢力との関係を有する者。また、反社会勢力からの出資などの資金提供を受けている者。

③応募資格の確認

応募後から契約までに応募者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

（3） 業務内容　別紙「仕様書」のとおり

（4） 業務場所　島根県雲南市内（または、業務遂行を実施するために効率的な地域）

（5） 実施期間　平成 27 年 9 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
　　　　　　　契約の締結は原則単年度とし業務満了時の業務評価等により、更新することができる。
　　　　　　　（最大 4 年間の更新を想定）

（6） 委託上限額　7,560 千円以内（税込）とする。
　　　　　　　ただし、人件費、活動諸経費を含めるものとする。

2. 公募型プロポーザル方式に付す提供資料

業務に係る提供資料は下記のとおり。

① 「第２次雲南市総合計画及び雲南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」

② 「第２次雲南市産業振興ビジョン」

③ 参考資料　雲南市企業誘致取り組み方針

④ 雲南市企業立地ガイド

3. 提出要領

（１） 企画提案書の様式等（別紙、「様式集」のとおり。）

① 用紙サイズは、原則としてA4判縦、横書きとする。

② 審査に係る企画提案書提出書類

様式番号	様　式　名　称
様式第１号	審査に係る提案書類提出書
様式第２号	業務実績等提案書
様式第３号	「雲南市産業振興センター機能強化事業」提案書
様式第４号	見積書
様式第５号	暴力団排除に係る誓約書

（２） 提出部数

企画提案書（様式1～5号）は、正本１部、写し１部を提出すること。

（３） 提出期限

平成27年8月7日（金）17時までに、産業振興部産業推進課必着

（郵送可。書留郵便に限る・当日消印有効）

（４） 疑義に対する回答

この業務内容について疑義のある場合、平成27年7月17日（金）正午までに産業振興部産業推進課へ持参またはファクシミリ（電話にて送受信を必ず確認のこと）により各社の様式により提出すること。電話、口頭での質問は受付しない。個別の回答は行わず質問を取りまとめたうえ、平成27年7月28日(火)までに全員に回答書を送付する。

4. 秘密の保持

受託者は、本業務で知り得た情報及び本業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に無断で転用してはならない。

5. プロポーザルの取扱い

（１） 見積金額は、総合評価のための材料として使用するものであり、必ずしも見積金額のみで決定するものではない。

（２）　本プロポーザルの提出に係る費用は無償とする。

（３）　無効となるプロポーザル

プロポーザルが次の条件の一つに該当する場合には無効とすることがある。

① 「仕様書」に示された条件に著しく適合しないもの
② プロポーザルに記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
③ 虚偽の内容が記載されているもの

（４）　その他

① 提出された企画提案書はこの目的以外の目的のために提出者に無断で使用しない。
② 提出された書類は、この目的のために必要な場合において複製を作成する場合がある。
③ 企画提案書は返却しない。
④ このプロポーザルにあたり雲南市が提供する資料は、雲南市に無断で使用してはならない。
⑤ 提出書類に虚偽の記載によるプロポーザルが無効とされた場合は、指名停止措置を講じることがある。

6. 審査の実施

（１）1 次審査（書類審査）

雲南市産業振興センター機能強化事業に係る受注者選定委員会において、企画提案の書類審査を行う。

（２）2 次審査（ヒアリング審査）　8 月中下旬を予定

一次審査合格者に個別に連絡する。2 次審査の合否については、ヒアリング審査を受けたもの全員に通知する。なお、審査結果についての問い合わせには一切応じない。

7. 評価項目

提出された企画提案書について、次の基準により総合評価を行う。

① 実施方法及び進め方（雲南市への愛着、提案内容の的確性と意欲）
② 類似事業実績
③ 業務の実施方法及び進め方（組織・連絡体制、従事者の経験と信頼性）
④ 見積金額

8. 委託先事業者の選定

（１）審査の結果、最も優れた提案として評価したものを契約の相手方として選定する。なお、地方自治法施行令第 167 条の 11 第 1 項に規定する者に該当した場合、または雲南市から指名停止を受けた場合には、その者とは契約を締結しない。この場合は、次点の者を契約の相手方として選定する。

（２）審査結果は、決定次第文書により通知する。ただし、審査の経緯については公表しない。

（３）審査結果についての異議申立ては受理しない。

9. 契約書の作成等

（１）上記８により委託先事業者として選定されたもの（以下「契約予定者」という。）は、企画提案書の内容を基に市と協議の上、契約内容・委託金額を確定し、市と随意契約を締結する。なお、企画提案書の記載内容に実現できない内容が含まれていたことが判明した場合は、契約の相手方としないことがあるので留意すること。

（２）契約は、雲南市財務規則に基づいて行うものとする。

（３）契約保証金は免除する。

（４）契約予定者は、市から交付された契約書に記名押印し、上記（１）により契約内容が確定した日から７日以内に市担当職員に提出すること。なお、期間中に契約書を提出しないときは、その効力を失うことがある。

10. 提出・問合せ先

〒699-1334　島根県雲南市木次町新市 426-7
雲南市役所　産業振興部産業推進課
担当：渡部・加藤
TEL：0854-40-1052　内線　3708
FAX：0854-40-1059
E-mail：watanabe-takashi2@city.unnan.shimane.jp